

行政の焦点

最低賃金についての留意点



今年の10月1日付けで愛知県最低賃金が926円から927円に引き上げられました。

今月号では最低賃金に関する理解を深めていただきたく、ケーススタディを交えながら留意点に触れてみます。

【最低賃金とは?】

まず始めに、最低賃金制度とは、最低賃金法に基づき国が賃金の最低額を定め、使用者は、その最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければならないとする制度です。この最低賃金は、賃金の実態調査結果などの各種統計資料を参考に、公益代表、労働者代表、使用者代表の委員で構成される最低賃金審議会における審議を踏まえて決定しています。

ケース1) 最低賃金額より低い賃金で契約した場合はどうなるの?

↓
仮に、最低賃金額より低い賃金を労働者、使用者双方の合意のうえで定めても、それは法律によって無効となり、最低賃金額で契約したものとみなされます。

【最低賃金の種類は?】

最低賃金には、都道府県ごとに定められ、産業や職種にかかわらずすべての労働者に適用される『地域別最低賃金』と、各都道府県における特徴的な産業構造を踏まえ、地域別最低賃金よりも金額水準の高い最低賃金を定めることが必要と認められる産業に従事する労働者を対象に定められた『特定(産業別)最低賃金』の2種類があります。

ケース2) 地域別最低賃金と特定(産業別)最低賃金の両方が適用される場合はどちらが適用されるの?

↓
地域別と特定(産業別)の両方の最低賃金が同時に適用される労働者には、使用者は高い方の最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。

【対象となる賃金は?】

労働者に支払われる賃金のうち、最低賃金との比較対象となるのは毎月支払われる基本的な賃金で、具体的には次の賃金を除外したものが対象となります。

- (1) 臨時に支払われる賃金(結婚手当など)
- (2) 1箇月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)
- (3) 所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金(時間外割増賃金など)
- (4) 所定労働日以外の労働に対して支払われる賃金(休日割増賃金など)
- (5) 午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分(深夜割増賃金など)
- (6) 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当



